

# 令和元年第8回農業委員会総会議事録

令和元年8月1日  
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和元年8月1日(木)

午後3時0分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[ 議 案 ]

議案第48号 農地法第3条許可について

議案第49号 農地法第4条許可について

議案第50号 農地法第5条許可について

議案第51号 非農地証明について

議案第52号 農用地利用集積計画の決定について

議案第53号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第54号 宮崎市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要領について

[ 報 告 ]

報告第46号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第7号)

報告第47号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第6号)

報告第48号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第49号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第50号 申請の取り下げ・許可書等の返戻について

報告第51号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 久保田 章 生
4 番 井 野 義 美	5 番 鬼 塚 健 太	6 番 川 越 定 光
7 番 松 元 明 彦	8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実
11 番 川 崎 正 信	12 番 川 越 正 彦	13 番 茜ヶ久保 加 代
14 番 持 原 義 信	15 番 小 倉 俊 博	16 番 片 上 英 行
17 番 比 惠 島 章 之	18 番 川 越 達 也	19 番 秋 山 広 美
20 番 前 田 峰 子	21 番 中 村 和 寛	22 番 外 蘭 香
23 番 井 田 勝 美	24 番 小 玉 利 光	

5. 欠席委員

10 番 長 友 紘 子


6. 事務局出席者


局長	日高国弘	農地調整係長	稗苗茂樹
次長	西領敏一	農地調整係主任主事	山之上智美
次長補佐兼総務係長	小谷健二	農地調整係主任主事	押川恭範
総務係主査	川越誠		
総務係主任技師	崎原友子		
総務係主事	富永昇		
総務係主事	平下拓実		
総務係主事	石橋里彩		


7. 市長部局出席者

なし

署名委員

議長 松田美 

委員 井野義美 

委員 前田峰子 

午後 3 時 0 分開会

○議長（松田） これより令和元年第 8 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、10 番長友紘子委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、4 番井野義美委員、20 番前田峰子委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。本日は 7 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 48 号農地法第 3 条許可については 11 件、議案第 49 号農地法第 4 条許可については 7 件、議案第 50 号農地法第 5 条許可については 18 件、議案第 51 号非農地証明については 3 件、議案第 52 号農用地利用集積計画の決定については 69 件、議案第 53 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願については 1 件、議案第 54 号宮崎市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要領については 1 件、以上、審議件数は 110 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、15 万 5,236 平方メートルでございます。そのうち、委員のかかわりによる農地集積面積は、15 万 936 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） これより議案審議に入ります。

議案第 48 号農地法第 3 条許可について、1 ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第 3 条許可について説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可

基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、1人の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。2ページの番号123が該当しますが、申請者が基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期等を勘案の上検討し、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について説明します。

番号118、119、あわせて8ページの議案第50号番号167をごらんください。関連がありますので、あわせて説明いたします。

これら3つの申請は、営農型太陽光発電に関する申請です。

申請内容の説明に入る前に、営農型太陽光発電に関する説明をさせていただきます。

本日お手元に営農型太陽光発電関係資料をお配りしております。御参照ください。

資料の1ページをごらんください。

営農型太陽光発電とは、資料の左上に記載されておりますとおり、「農地に支柱を立てて、営農を継続しながら、農地の上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組み」のことを指しております。そして太陽光パネルを支える支柱の部分について、農地法第5条の一時転用の許可が必要となっております。

農地法第5条の一時転用の許可においては、資料1ページの下の「営農型太陽光発電設備の取扱いの主な内容」に記載されておりますとおり、営農を適切に継続できるか、作物の生育に適した日照量を確保できるかなどの審査を行います。また、許可の条件として、許可後、年1回、農作物の収穫状況等の報告を義務づけ、適正に営農が行われているかについてチェックを行います。

また、一時転用となっておりますので、許可の期間は原則3年以内となっております、その期間において、営農上の問題がない場合は、3年後、再度許可することが可能となっております。

なお、認定農業者などの担い手が下部の農地で耕作する場合、荒廃農地を活用する場合、第2種農地または第3種農地を活用する場合は、一時転用期間を10年以内とす

ることができます。

次に 2 ページをごらんください。

今回の 3 件の申請につきましての許可のイメージを掲載しております。

まず、先ほど御説明しましたとおり、太陽光パネルを支える支柱部分につきまして、農地法第 5 条の一時転用の許可が必要となっており、8 ページの議案第 50 号 167 番の申請がこれに該当しております。

次に、農地を借りて耕作するため、農地法第 3 条の貸借権の設定が必要となっており、1 ページの 118 番の申請がこれに該当しております。

最後に、営農型太陽光発電設備の設置者と下部の農地の営農者が異なる場合には、太陽光パネルを設置する農地の空中部分について、区分地上権を設定するよう国から通達が出ており、1 ページの 119 番の申請がこれに該当します。

なお、区分地上権とは、民法第 269 条の 2 で定義された権利であり、他人の所有する土地の地下または地上について、上下の範囲を定め、地下鉄や送電線などの工作物を所有するために設定される権利のことをいひまして、「空中権」や「地中権」などと呼ばれることもあります。

それでは、申請内容の説明に入ります。

資料の 3 ページの位置図をごらんください。

申請地は、高岡町浦之名にあります仁田尾橋から南東に約 2.5 キロの場所に位置する土地です。申請地の周辺は、土地改良事業により山林を切り開いてつくられた農地で、主に果樹園として利用されており、農業振興地域の農用地区域内となっております。

それでは、番号 118 をごらんください。

本案件は、営農型太陽光発電設備の下での営農を目的とした貸借権を設定するための申請で、受人は宮崎市城ヶ崎 1 丁目に本拠を置く法人です。法人の代表者は、岐阜県高山市で、トマト、大麦若葉、山椒などを耕作する認定農業者で、今般宮崎県で営農を開始するに当たり、宮崎市を本拠として法人を設立しております。代表者は現在、岐阜県高山市に住所を置いておりますが、月に 1 週間程度は宮崎市に来て、雇用する 2 名の従業員の営農指導に当たる予定となっております。



営農型太陽光発電設備の下部の農地で山椒を栽培する計画となっておりますが、山椒の栽培については、西日の当たらない中山間の傾斜地が適しているとのことで、農地の上部に設置する太陽光パネルにより約 50%遮光されるため、本事業に適しているとの理由により当該作物を栽培する計画となっております。

植えつける山椒は1年物を予定しており、太陽光パネルの下の区域に10平方メートル当たり1本植えるよう計画されており、約490本定植される予定となっております。

営農型太陽光発電設備の下部の農地で営農するに当たっては、営農上の支障がないか、当該作物の栽培などについて知見を有する者からの意見書の提出を受けることとなっており、岐阜県の飛騨農業協同組合内の本郷高原山椒組合及び上宝奥飛騨山椒組合から、本計画が適当である旨、意見書の提出を受けております。

また、本申請は、解除条件付で農地を賃貸借する申請となっております。通常、法人が農地を買ったり借りたりする場合、農地所有適格法人としてさまざまな要件を満たさなければいけません。ただし、農地所有適格法人でなくても例外的に農地を借りる許可を出す規定があり、その場合、農地を適正に利用しない場合はすぐに賃貸借契約を解除し農地を返却する、などの条件つきでの許可となります。

この解除条件付賃貸借許可の場合、下限面積などに加えまして、契約解除についての条件が契約書に書かれていることや、地域での役割分担を行うなどの要件がございます。

受人の耕作面積はゼロ平方メートルとなっておりますが、今回の申請で受人の総経営面積が50アールを超え、また申請地周辺で耕作を行う方々でつくる組合から草刈り作業などへの参加を条件として同意も得られており、法第3条の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

なお、面積につきまして、一部となっておりますのは、一時転用の許可を行う太陽光パネルを支える支柱部分を除いた面積となっております。

次に、番号119ですが、太陽光パネルがある農地の空中部分につきまして、区分地上権を設定するための申請です。受人は、今回、営農型太陽光発電設備の設置を行う石川県金沢市に本拠を置く太陽光発電事業などを行う法人です。申請内容は、太陽光

パネルを設置する農地の上空部分 2.4メートルから 4メートルの区分地上権の設定となっております。

次に、8ページの議案第 50 号 167 番をごらんください。

本案件は、太陽光パネルを支える支柱部分などの一時転用の申請で、受人は番号 119 と同じでございます。本計画は、太陽光パネルを支える杭が合計 412 本、電柱に引き込むための柱が合計 6 本設置するよう計画されており、総面積は 2 平方メートルとなっております。申請地は、先ほども説明したとおり、農業振興地域の農用地区域内に位置しておりますが、本案件は不許可の例外である「一時転用」に該当しております。

申請地の周辺で耕作を行う方々でつくる組合から同意を得ており、またトラブルなどが発生した場合は、申請者によって対処する旨確約書の提出も受けております。その他の許可基準も充足していることから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○22 番（外菌委員） 118 番、119 番の件ですが、非常に宮崎市でも珍しいと思います。たまたま私の地域ですので、いろいろ心配もしております。土地改良区から引き継いだ任意の団体との関係をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○事務局（押川） 今回この事業を行うに当たり、地元と良い関係を築くことが一番重要と考えておまして、地元の土地改良区から引き継いだ仁田尾サップ組合というのがございます。そちらのほうから同意書を得るよう指導を行ったところですが、かんがい設備の維持負担金、電気代などの相応の負担及び草刈りや排水路の整備などに協力することを条件として同意書が提出されておりますので、申請者につきましても、これに基づいて地域の方々と協力しながら営農に当たるという話を聞いておりますので、問題ないものと考えております。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○1 番（日高委員） 同じ質問になりますが、167 番について、一時転用の許可基準で、一時転用の許可が終了した場合には、3 年ごとの更新で継続していくのでしょうか。一時転用の許可基準の中で、一時転用が終了したものについては農地に戻すとい

う許可基準があったと思いますが、そちらのほうの解釈はどうなるのでしょうか。

○事務局（押川） 一時転用の許可期間は、今回、農用地域内となっておりますので3年となっております。年に1回、報告書を提出させ、それによって収量等に特に支障がないということになれば、3年後、また同様に3年間の許可を出すことができます。一時転用の場合は、許可後、農地に復元する必要がございますが、この太陽光パネルを支える支柱につきましては、簡易に撤去できるものを用いるよう国から通達が出ておりまして、今回もそのような計画となっております。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページから3ページの124番までを議題とします。

○事務局（押川） 番号122をごらんください。

本案件は、新規就農法人による申請で、先ほど説明した1ページ118番と同様に解除条件付の賃貸借となっております。

申請人は、障がい福祉サービス事業を営んでおり、利用者の就労の場として農業を営むよう計画し、営農に当たっては、既にJA宮崎中央から営農指導を受けており、イチゴの栽培を予定しております。申請地には営農に必要なビニールハウス及び作業場が整備されており、あわせて借り受ける計画となっております。

なお、面積につきまして、一部となっておりますが、これは、農地の面積2,117平方メートルのうち、200平方メートルにつきまして、農地転用の許可を受け、作業場が建設されており、残りの1,917平方メートルが貸し借りの対象となっております。

また、本申請後の総経営面積は、1,917平方メートルと5,000平方メートルを下回っておりますが、権利取得後における耕作の内容が、花卉、野菜などの栽培であり、かつ、その経営がハウス園芸等集約的に行われるものであると認められる場合には、5,000平方メートルに達しなくても権利取得を認め得るとされていることから、今回、申請

を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページから4ページの127番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページを議題とします。

○事務局（押川） 番号128をごらんください。

本案件は、新規法人からの申請で、農地所有適格法人の要件を満たしております。

申請人は、綾町で認定農業者の認定を受け、養豚業を営んでおり、飼育する家畜に与える飼料作物を栽培するよう計画しております。申請地は、経営する畜舎から車で5分ほどの距離にあり、通作に問題はないものと考えております。また、受人の耕作面積はゼロ平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が1万6,928平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第 49 号農地法第 4 条許可について、5 ページから 6 ページの 38 番までを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第 4 条許可について説明いたします。

農地法第 4 条許可につきましては、法第 4 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号 35 をごらんください。

申請人は、宮崎市大字島之内在住の農家です。申請地は、宮崎市大字塩路にありますフェニックスカントリークラブから西に約 1 キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を農家住宅の一部として利用していたことから、追認申請に及んだものです。なお、一体利用する宅地を含めた全体面積は 778.53 平方メートルです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「既存施設の拡張」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、ブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理、また生活排水は公共下水道に接続し処理していることから、周辺農地への影響はないものと思われま。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

また、その他の案件においても追認案件がございますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

次に、番号 36 をごらんください。

申請人は、宮崎市大字金崎在住の農家です。申請地は、宮崎市大字糸原にあります

宮崎市立倉岡小学校から北東に約 450 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を堆肥置場などとして利用していたことから、追認申請に及んだものです。備考欄に「始末書付」の記入をお願いします。

申請地は農業振興地域の農用地区域に位置しておりますが、用途区分を「農用地」から「農業用施設用地」に変更し、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当します。堆肥置場は、床にコンクリート定盤を張り、堆肥シートをかぶせ、雨水の混入を防ぎ、汚水発生を防止しております。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

番号 37 をごらんください。

申請人は、宮崎市佐土原町在住の農家でございます。申請地は、宮崎市佐土原町下田島にあります J R 佐土原駅から南東に約 1.1 キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に、国の補助事業により「牛舎等」を建設したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当しております。牛舎及び堆肥舎は、床にコンクリート定盤を張り、全面に屋根をつけ、雨水が家畜排泄物とまざることによる汚水発生を防止しております。また、牛舎からの糞尿は、敷き藁などを使用して吸着、乾燥を行い排出し、堆肥舎で堆肥化することから、環境対策は十分に講じられているものと考えております。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

番号 38 をごらんください。

申請人は、宮崎市高岡町在住の農家でございます。申請地は、宮崎市高岡町飯田にあります高岡警察署から南に約 800 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を農家住宅の一部として利用していたことから、追認申請に及んだものです。なお、一体利用する宅地を含めた全体面積は 727.42 平方メートルです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接してお

りますが、ブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理、また生活排水は農業集落排水に接続し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。なお、この案件につきましては、始末書付の案件となっておりますが、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、6 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 50 号農地法第 5 条許可について、7 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第 5 条許可について説明いたします。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号 161 をごらんください。

申請人のうち、渡人は児湯郡川南町在住の農家、受人は宮崎市佐土原町に本拠を置く砂利販売などを営む法人です。申請地は、宮崎市大字塩路にありますフェニックスカントリークラブから南西に約 1.5 キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地隣の作業場と一体利用し、業務用車輛置場等として利用するため、申請に及んだものです。なお、一体利用する作業場を含めた全体面積は 2,788.55 平方メートルです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「既存施設の拡張」に該当しております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、緩衝帯を設け砂利の飛散を防止し、雨水は自然浸透により処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

番号 162 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市阿波岐原町在住の農家、受人は宮崎市吉村町在住の個人でございます。申請地は、宮崎市阿波岐原にあります宮崎市立宮崎東小学校から南東に約 700 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地は一部農地と接しておりますが、ブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理、また生活排水は合併浄化槽にて処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、同様の「第 1 種農地」で「集落接続」に該当している案件は、8 ページの番号 164 がございます。

次に、番号 163 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市和知川原在住の個人、受人は宮崎市田野町に本拠を置く水道施設工事業などを営む法人です。申請地は、宮崎市小松台にあります宮崎市立小松台小学校から北に約 700 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を宮崎市発注の配水管布設替工事に伴う「露天資材置場など」として使用したく申請



に及んだものです。

申請地は、農業振興地域の農用地区域内に位置しておりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、新たな造成は行わず、雨水は地下浸透及び西側水路へ放流し処理することから、周辺の農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、同様の「農用地区域」で「一時転用」に該当している案件は、8ページの番号165、166がございます。

また、番号165、166については、始末書付の案件となっております。両案件とも農地法の許可を得ずに利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

その他の案件においても追認案件がございますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に8ページから9ページの167番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 51 号非農地証明について、13 ページを議題とします。

○事務局（稗苗） 議案第 51 号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で、現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、3 件の案件について御説明いたします。

申請番号 13 は、登記簿地目が田であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、山林原野化しております。これらのことから、この案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

また、申請番号 14 及び 15 は、登記簿地目が畑であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、山林原野化しております。これらのことから、この案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、これらの案件につきましては、7 月 19 日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 52 号農用地利用集積計画の決定について、14 ページから 42 ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人にかかわる案件がございますので、小倉俊博委員の退室を求めます。

（15 番小倉俊博委員退室）

○事務局（石橋） 議案第 52 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営

基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理の特例事業による貸借につきましては、14 ページの番号 3 番から 19 ページの番号 12 番までの 10 件でございます。

利用権設定につきましては、20 ページの番号 437 番から 41 ページの番号 476 番までの 40 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 4 件、新規設定が 12 件、賃借権の再設定が 2 件、新規設定が 18 件となっております。

40 ページの番号 473 番から 41 ページの 475 番までの 3 件は、宮崎中央農業協同組合が行う農地利用集積円滑化事業により転貸するものでございます。

また、41 ページから 42 ページまでの番号 476 番につきましては、農地中間管理機構が行います特例事業によるもので、後ほど説明します 52 ページの番号 495 番により、公益社団法人宮崎県農業振興公社が農地を買い受け、買い手候補者に最長 4 年 10 カ月間農地を貸し付けた後に、農地を売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

小倉俊博委員の入室を求めます。

（15 番小倉俊博委員入室）

○議長（松田） 次に、43 ページから 52 ページの所有権移転分を議題とします。

本人にかかわる案件がございますので、川越正彦委員の退室を求めます。

（12 番川越正彦委員退室）

○事務局（石橋） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、

43 ページの番号 477 番から 52 ページの番号 494 番までの 18 件でございます。

また、52 ページの番号 495 番につきましては、先ほど説明いたしました 41 ページから 42 ページまでの番号 476 番と関連し、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、一時貸し付けの後に売り渡す、農地中間管理事業の特例事業によるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

川越正彦委員の入室を求めます。

（12 番川越正彦委員入室）

○議長（松田） 議案第 53 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、53 ページを議題とします。

○事務局（平下） 相続税の納税猶予に関する適格者証明願が 1 件ございましたので、御説明いたします。

議案書 54 ページから 56 ページをごらんください。

願出人は、大字田吉に在住の農家でございます。

平成 30 年 10 月 14 日に父の死亡により農地を相続することとなり、農地 36 筆について相続税の猶予を受けたいということでございます。

農地の相続税納税猶予につきましては、相続人が農業を営んでいた被相続人から農地などを相続し、農業を継続する場合に限り、相続人が死亡する日まで相続税の納税猶予額を免除する制度でございます。

被相続人の要件といたしましては、対象農地で死亡の日まで農業を営んでいた人、贈与税の納税猶予の特例の適用に係る農地等の生前一括贈与をした人でございます。

相続人の要件といたしましては、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その

後引き続き農業を行うと認められる人でございます。

また、農地の生前一括贈与と同様に、納税猶予が全てまたは一部打ち切られる場合がございます。

以上が農地の相続税納税猶予に関する説明でございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 54 号宮崎市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要領について、57 ページを議題とします。

○事務局（川越） 議案第 54 号宮崎市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要領について御説明いたします。

本市の農地利用最適化推進委員につきましては、令和 2 年 7 月 19 日をもって任期満了となるため、次期委員の委嘱に向け、募集を行うこととなります。募集を行うに当たり、農業委員会等に関する法律第 19 条の規定に基づき、募集要領を作成する必要があるため、別紙案のとおりお諮りするものでございます。

なお、農業委員についても同様に募集を行いますが、農業委員は市長が議会の同意を得て任命するものとなっておりますので、市長が別途要領等を定めることとなります。

では、要領について主なものを御説明いたします。

別紙にございます要領（案）の 1 ページをごらんください。

1 の募集人数でございますが、定数条例のとおり 44 名としております。なお、区域別の定数につきましては、3 ページにございます別表のとおりとなっております。

次に、2 任用期間でございますが、令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日の 3 年間でございます。

次に、4 主な職務内容でございますが、担い手への農地の集積・集約化や、地域での話し合いへの参加、相談・助言を行うこと等を規定しております。

次に、5 委員報酬については、月額6万2,000円でございます。

2ページをごらんください。

7 推薦及び応募手続でございますが、(4)受付期間については、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの1カ月間としております。

説明は以上でございます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面をごらんください。

報告第46号は、農地法第4条第1項第7号に係る専決処分の報告についてでございまして、その数3件でございます。

報告第47号は、農地法第5条第1項第6号に係る専決処分の報告についてでございまして、その数19件でございます。

報告第48号は、農地法第4条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございまして、その数2件でございます。

報告第49号は、農地法第5条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございまして、その数26件でございます。

報告第50号は、申請の取り下げ・許可書等の返戻についてでございまして、その数2件でございます。

報告第51号は、相続等による権利移動についてでございまして、その数11件でござ

います。

なお、第46号、第47号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第48号、第49号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和元年第8回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時55分閉会